

譲渡後に買主が亡くなった方の家屋の取壊し工事を実施した場合

被相続人居住用家屋等確認申請書には、以下の書類の添付が必要です。

書類が用意できない場合やご不明点がある場合は、市民生活課(053-457-2231)までお問い合わせ下さい。

	添付書類	備考
①	亡くなった方の住民票の除票の写し	※原本を提出して下さい。 (「住民票の除票の写し」が証明書の名称です。)
②	譲渡日以降に取得した 相続人の住民票の写し ※家を取り壊してから証明書の取得までに2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	※複数人で相続した場合は、申請家屋を相続したすべての相続人分を提出して下さい。 ※原本を提出してください。 (「住民票の写し」が証明書の名称です。)
③	敷地等の売買契約書のコピー	※すべてのページをコピーして下さい。
④	以下のいずれかの書類 (ア) 家屋の閉鎖事項証明書	※お近くの法務局で取得できます。 ※原本を提出してください。 ※換価分割とは、亡くなった方の財産を売却し、相続人の間で売却金を分配することです。
	※換価分割の場合は遺産分割協議書等 (イ) 敷地の登記事項証明書	
	※換価分割の場合は遺産分割協議書等	
⑤	家屋の閉鎖事項証明書 ※未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー、工事費用の請求書、領収書等	
⑥	以下のいずれかの書類 (ア) 電気、水道又はガスの使用場所・使用中止日が確認できる書類 ※亡くなった後に止めているものに限る	※いずれか一つで構いません。 (別紙を参考)
	(イ) 敷地を売却する際に、媒介契約を締結した宅地建物取引業者(不動産屋)が作成した広告	※「上物有り」、「解体更地渡し」空き家があり、解体して売却する旨が書いてあること。※広告日が記載されていること。
⑦	譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に家屋を取り壊し等することを約したことが分かる書類(売買契約書のコピー等)	③で確認可能な場合は、⑧の添付は不要です。

譲渡後に買主が亡くなった方の家屋の取壊し工事を実施した場合

亡くなった方の住所が老人ホームであった場合は加えて以下の書類

	必要書類	備考
⑧	亡くなった方の介護保険証のコピー	
⑨	亡くなった方が施設に入所した際の契約書のコピー	
⑩	以下のいずれかの書類	※⑥で(ア)を用意している場合は、⑩の添付は不要です。
	(ア) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	
	(イ) 取り壊した建物へ外出、外泊した記録のコピー	